

2026 年 10 月 15 日

NEXTRAVELER 株式会社 御中

代表 高城剛 様

広報ご担当者 様

株式会社講談社

「週刊現代」編集部

記者 相馬直子

有料メールマガジン等における医療・健康情報の発信に関する質問状

拝啓

私ども週刊現代編集部取材班では、高城剛氏および NEXTRAVELER 株式会社（高城未来研究所等）が発行・運営する有料メールマガジン『Future Report』『Future Health Lab』等の媒体における、医療・健康情報の発信と、その情報が読者の行動や健康状態に及ぼす影響について調査取材を進めております。

これまでの取材の過程で、編集部には同媒体で紹介された健康法や医療情報を参考にした読者・元会員の方々から、実践・導入後に体調を崩したことや、サプリメントの購入、自由診療等の受診に多額の費用を要したことなどについて、具体的な情報提供や被害の申告が複数寄せられております。

また、編集部が確認した同媒体内の記述には、糖質制限、断食などに関する情報のほか、「ケタミン」を用いる医療的アプローチや特定の検査・自由診療医療機関に関する推奨・肯定的な情報なども含まれています。

編集部では、これらの情報の医学的根拠、発信に至る経緯、医療専門職の監修体制、読者からの相談や健康被害等の申告に対する認識・責任について確認する必要があると考えております。

つきましては、下記の質問について、貴殿の認識および見解をご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本質問状は、特定の法令違反や健康被害との医学的因果関係をあらかじめ断定するものではありません。関係者への取材および確認資料に基づき、事実関係および発行者としての見解を明らかにする目的で送付しております。

敬具

【ご回答期日について】

ご多忙のことと存じますが、

【2026 年 10 月 19 日（月） 午後 3 時 00 分（日本時間）まで】

にご回答（メールへの返信または FAX 等での書面送付）をいただけますようお願い申し上げます。

※期日までにご回答をいただけない場合、または取材ご辞退・回答見送りの場合は、その旨を記事内に明記した上で、編集部が確認した資料および取材事実に基づき、掲載・報道の判断を行います。あらかじめご了承ください。

【質問事項】

1. 読者の健康被害・金銭的被害について

貴殿が執筆・発行をしている、メールマガジン『高城未来研究所「Future Report」』、『高城未病研究所「Future Health Lab」』などの発行物で紹介されている方法（例えば、断食や特定のオイル摂取など）を試した読者の中で、健康被害が出ていることは御存じでしょうか。

また、メールマガジン内で勧められたサプリメントなどの商品購入を繰り返し、特定の自由診療クリニックに通って治療費や点滴代などを重ねた結果、高額な出費に苦しんでいる人がいることの情報も寄せられています。こうした被害について、把握や認識はされていましてでしょうか。

2. 資格を持たない医療指導（医師法第 17 条）との関係について

貴殿は、これまで『高城未来研究所「Future Report」』のメールマガジンの中で、知識の紹介だけでなく、読者からの個別のお悩みや症状の相談に対して意見を述べられています。例えば「〇〇の検査や治療を試すべき」「ケトン値 4mmol/L を目指すべき」といった具体的で指示のようなアドバイスをされています。ほかにも「ケタミン」に関する記述もあります。

- 貴殿は、医師免許などの医療に関する国家資格をお持ちでしょうか。
- 例えば「ケトン値 4mmol/L を目指すべき」とされていますが、この数値はどのような医学的論文、臨床データ、ガイドライン等を根拠にされていますか。
- 貴殿が推奨する医療・健康に関する、個別質問の回答やメールマガジンの内容の記述について、医師等専門家による事前の監修や確認、指導などの有無についてご回答下さい。
- 読者個人の年齢、既往歴、基礎疾患等を診察・把握しないまま、数値目標や過酷な食事制限を指示・推奨することに伴う健康リスクを、発信者としてどのように評価・認識されていますか。
- 貴殿はメルマガ内で再三、ケタミンを用いた施術やプログラムも推奨しておられます。貴殿が推奨するケタミンを用いた一連の施術やプログラムはあくまでも「治療目的」ということなのでしょう。「治療目的」とした場合、どのような効果を狙ったものとなりますか？

3. 「注意書き」と「実際の記事」の違いについて

貴殿の有料メルマガの末尾の注意書きには、「特定の商品や病院を勧めるものではない」「かかりつけ医にご相談を」といった記載があります。

しかしながら、実際のメルマガ内では、根拠となる専門家の名前や論文などの元情報が書かれていないことが多い一方で、特定の検査や治療法、サプリメント、点滴、医療機関などを強く勧める記述が見られます。

これらは注意書きにかかわらず、あくまでも貴殿の個人的な考えに基づいて、読者に特定の行動を事実上促している、勧めている、という理解でよろしいでしょうか。

4. 読者への影響について

貴殿は、有名人として非常に大きな影響力をお持ちです。注意書きを出しているとはいえ、ご自身の影響力によって読者が内容をそのまま信じ込み、心身に害が及んでしまうようなリスクについては想定されていたのでしょうか。こうした事態については、発信者としてどのように考えておられますか？

5. 発行者としての責任と被害者への思いについて

メールマガジン等での発信内容を信じた結果、病院での標準的な治療をやめて健康を損ねてしまった被害者がいます。同様に標準治療の中断・遅延によってご家族を病気で亡くし、深く後悔している読者もおられます。

ご本人の心身やお金の被害だけでなく、ご家族にも被害が及んでいるこの状況について、メルマガの発行者・執筆者としてどのような責任を感じていらっしゃいますか。また、こうした読者の方々に対して、どのようなお気持ちをお持ちでしょうか。

6. 読者の自己責任について

上記の4, 5の質問について。被害を訴えるの方々に対して、貴殿は「自分はいくまで健康法などの情報を発信しただけであり、その情報を信じて選択したのは読者。被害は『読者個人の自己責任』」だとお考えでしょうか？

7. 被害者の声を受けて、今後の情報発信について

実際に被害を訴える読者や元会員がいるという事実を受けて、今後、医療や健康に関する情報発信の内容ややり方、または出し方を改めるお考えはございますか。

8. 法律やガイドラインのルール遵守について

特定の自由診療クリニック、検査、自前で開発したサプリメントなどを読者に案内・推奨する書き方について、医療のルール（医療広告ガイドライン）や、薬機法、景品表示法などの法律に違反しているのではないかと指摘があります。こちらについてはどのような考えをお持ちですか？

行政などから改善を指摘されたものは改善しているのでしょうか。

これらのルールや法律を守ることについて、どのような考えをお持ちか、また改善するお考えがあるかお聞かせください。

《問い合わせ先》

株式会社講談社「週刊現代」編集部

記者 相馬直子

03-5395-3438/03-5395-3439

FAX03-3945-8403/03-3942-8045

070-9097-1562

n-soma@stf.kodansha.co.jp

株式会社講談社

112-8000

東京都文京区音羽 2-12-21